



令和6年度 就学援助のお知らせです

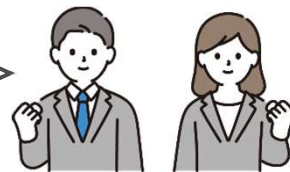


… 学校生活でかかる費用を援助します …

就学援助って何？



経済的理由により支援を必要とするご家庭に対して、
学校給食費や学用品費の一部を援助するものです。
※校納金の免除制度ではありません。



就学援助は毎年度申請が必要です。(自動では更新されませんのでご注意ください。)

※2月に入学準備金の事前支給申請で認定を受けた世帯は、今年度は申請不要です。

1. 援助する費用 (各学期末に支給します)



給食費



学用品費の一部
(入学準備金含む)



医療費



修学旅行費



オンライン
学習通信費



PTA会費



生徒会費
(中学生のみ)



クラブ活動費
(中学生のみ)

2. 対象者 (次のいずれかに該当する世帯)

【表】

(1)	生活保護法に基づく保護の停止、または廃止を受けたが、なお経済的に困っている。
(2)	市町村民税が非課税である。
(3)	市町村民税の減免を受けている。
(4)	国民健康保険税の減免を受けている。
(5)	児童扶養手当法による児童扶養手当を受けている。
(6)	生活福祉資金による貸付を受けている。
(7)	前年度の所得が少なく、経済的に支援が必要である。
(8)	その他(学校教育課にご相談ください。)

3. 申請期間

■ 上記【表】の(1)、(4)、(5)、(6)に該当する方

令和6年4月1日(月)～令和6年6月20日(木)

■ 上記【表】の(2)、(3)、(7)に該当する方

令和6年6月3日(月)～令和6年6月20日(木)

※令和6年度の課税情報が必要になるため、申請期間が異なります。

申請理由によって期間
が異なります。
必ずご確認ください。



4. 援助開始時期 (認定になった場合)

■ 6月20日までに申請された場合 ⇒ 4月(転入者は転入月)にさかのぼって認定し支給します。

■ 6月21日以降に申請された場合 ⇒ 申請の翌月から認定し支給します。

5.必要書類

表面【表】の(1)、(4)、(5)、(6)に該当する方

- (1)の方・・・保護停止決定通知書 または 保護廃止決定通知書
- (4)の方・・・国民健康保険税減免決定通知書 または 国民健康保険税徴収猶予決定通知書
- (5)の方・・・児童扶養手当証書
- (6)の方・・・生活福祉貸付決定通知書

表面【表】の(2)、(3)、(7)に該当する方

令和6年1月1日に
粕屋町に住民票が
あった

はい

※1
同居者全員の
マイナンバーがわかる書類^{※2}
または
粕屋町の令和6年度所得課税証明書(どちらも原本)^{※3}

いいえ

※1
同居者全員の
令和6年1月1日時点で住民票があった自治体の
令和6年度所得課税証明書(原本)^{※3}

- ※1 専業主婦などで収入がない方、単身赴任中の方も必要です。未就学児、学生は不要です。
- ※2 マイナンバー通知カード(緑色)で申請される場合は、通知カードに記載されている住所、氏名などの記載事項がすべて住民票と一致している場合のみ有効です。
- ※3 令和6年度の所得課税証明書は令和6年6月以降しか取得ができませんのでご注意ください。

6.申請方法

【提出書類・持参物】



申請書・誓約書

粕屋町役場学校教育課
(2階)及びホームページ
で取得できます。



必要書類

上記5.必要書類
参照



通帳など

保護者名義の振込
口座がわかるもの

【提出先】

粕屋町役場 学校教育課
(庁舎内2階)

※郵送では受付できません。

児童扶養手当証書をお持ちの方は電子申請を
利用できます！

二次元コードを読み込み、必要事項を入力、児童
扶養手当証書の写真データを添付すれば、窓口
に行かずに就学援助の申請ができます。



就学援助
申請フォーム
はこちらから



7.結果通知

申請の翌月中旬以降に結果を書面にて通知します。